第六十二条を次のように改める。

第六十二条　削除

第六十四条中「部内の上級の隊員」を「、その指定する隊員」に改める。

第六十五条中「、第六十二条第二項、第三項及び第四項並びに」を「及び」に改める。

第三章第九節を同章第十節とする。

第六十九条に次の一項を加える。

2　前項の規定により調査を委嘱する懲戒権者が防衛大臣若しくはその委任を受けた者又は防衛装備庁長官若しくはその委任を受けた者であつて、当該調査を委嘱しようとする隊員が防衛装備庁又は防衛省本省の職員である隊員である場合には、当該調査の委嘱は、防衛装備庁長官又は防衛大臣を通じて行うものとする。

第七十二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、懲戒権者が防衛大臣又はその委任を受けた者であつて、勤務を停止しようとする当該職員が防衛装備庁の幹部隊員である場合にあつては通知を、防衛装備庁の職員である自衛官（第七十七条第二項において「防衛装備庁自衛官」という。）である場合にあつては協議をあらかじめ防衛装備庁長官に行うものとする。

第七十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　懲戒権者は、当該事案の被審理者が防衛装備庁自衛官である場合であつて、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、防衛装備庁長官から、当該決定が防衛装備庁における適切な人事管理を確保する上で、適切か否かについて聴取するものとする。

第三章中第八節を第九節とし、第七節の次に次の一節を加える。

第八節　退職管理

（若年定年等隊員に係る継続的給付として防衛省令で定めるもの）

第六十五条の二　令第八十七条の五第五号及び第八十七条の十九に規定する防衛省令で定める継続的給付は、日本放送協会による放送の役務の給付とする。

（若年定年等隊員に係る特に密接な利害関係にある場合）

第六十五条の三　令第八十七条の八第一項第二号及び第三号に規定する防衛省令で定める場合は、法第六十五条の三第二項第五号の承認の申請をした若年定年等隊員が当該申請に係る利害関係企業等（令第八十七条の五に規定する利害関係企業等をいう。以下同じ。）との間で職務として携わる事務が次に掲げる場合とする（令第八十七条の八第一項第一号に該当する場合を除く。）。

一　申請をした若年定年等隊員（法第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員をいう。以下同じ。）が、当該利害関係企業等に対し不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をしようとする場合

二　令第八十七条の五第六号に規定する司法警察職員である若年定年等隊員が、当該利害関係企業等に対し、職務として行う場合における犯罪の捜査をしている場合

（若年定年等隊員の求職の承認の手続）

第六十五条の四　令第八十七条の九に規定する若年定年等隊員に係る求職の承認の申請は、当該求職の承認を得ようとする若年定年等隊員が在職する次に掲げる機関（以下「在職機関」という。）を経由して行うものとする。

一　防衛省本省の内部部局

二　防衛大学校

三　防衛医科大学校

四　防衛研究所

五　統合幕僚監部（法第二十一条の二に規定する共同の部隊を含む。）

六　陸上幕僚監部（陸上幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊の部隊及び機関を含む。）

七　海上幕僚監部（海上幕僚長の監督を受ける海上自衛隊の部隊及び機関を含む。）

八　航空幕僚監部（航空幕僚長の監督を受ける航空自衛隊の部隊及び機関を含む。）

九　情報本部

十　防衛監察本部

十一　各地方防衛局

十二　防衛装備庁

2　令第八十七条の九に規定する防衛省令で定める様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

3　令第八十七条の九に規定する防衛省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　承認の申請に係る利害関係企業等の定款又は寄附行為、組織図、事業報告その他の当該利害関係企業等が現に行つている事業の内容を明らかにする資料

二　承認を得ようとする隊員の職務の内容を明らかにする資料

三　承認を得ようとする隊員の職務と当該承認の申請に係る利害関係企業等との利害関係を具体的に明らかにする調書

四　令第八十七条の八第一項第一号に係る承認の申請である場合には、承認を得ようとする隊員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況を記載した調書

五　令第八十七条の八第一項第二号に係る承認の申請である場合には、承認を得ようとする隊員が、当該承認の申請に係る利害関係企業等又はその子法人の地位に必要とされる高度の専門的な知識経験を有していることを明らかにする調書

六　令第八十七条の八第一項第三号に係る承認の申請である場合には、次に掲げる書類

イ　利害関係企業等を経営する親族からの要請があつたことを証する文書

ロ　承認を得ようとする隊員と利害関係企業等を経営する親族との続柄を証する文書

七　令第八十七条の八第一項第四号に係る承認の申請である場合には、当該申請に係る利害関係企業等の地位に就く者を募集する文書

八　その他参考となるべき書類

（若年定年等隊員の求職の承認に係る防衛人事審議会からの意見の聴取）

第六十五条の五　法第六十五条の三第三項の規定による防衛人事審議会からの意見の聴取は、同審議会の意見及びその理由を記載した書面の提出を受けることにより行うものとする。

（若年定年等隊員であつた再就職者による依頼等の承認の手続）

第六十五条の六　令第八十七条の二十に規定する再就職者（法第六十五条の四第一項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）であつて離職の際に若年定年等隊員であつた者による依頼等の承認の申請は、当該依頼等の承認を得ようとする若年定年等隊員であつた再就職者が離職時に在職していた在職機関を経由して行うものとする。

2　令第八十七条の二十に規定する防衛省令で定める様式は、別記様式第二とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（若年定年等隊員であつた再就職者による依頼等の承認に係る防衛人事審議会からの意見の聴取）

第六十五条の七　第六十五条の五の規定は、法第六十五条の四第六項の規定に基づく防衛人事審議会からの意見の聴取について準用する。

（防衛大臣への届出の様式等）

第六十五条の八　令第八十七条の二十二に規定する防衛省令で定める様式は、別記様式第三とする。

2　防衛大臣は、前項の規定による届出書の提出があつた場合は、遅滞なく、防衛人事審議会に通知しなければならない。

（若年定年等隊員等の違反行為の疑いに係る任命権者等の報告）

第六十五条の九　任命権者は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に違反行為（法第五章第五節第一款の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）を行つた疑いがあると思料するときは、次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を防衛人事審議会に報告しなければならない。

一　違反行為を行つた疑いのある若年定年等隊員の氏名、職及び階級又は違反行為を行つた疑いのある離職の際に若年定年等隊員であつた者の氏名、離職時の職及び階級、離職日、再就職先の名称並びに再就職先における地位